

名古屋市開発行為の許可等に関する運用基準の一部改正新旧対照表（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p><b>第42 既存工場との関連工場（第7号関係）</b></p> <p>1 法第 34 条第 7 号に規定する開発行為は、次の各号のすべてに該当するものとする。</p> <p>(1) 市街化調整区域内の既存の工場（ただし、現に工業の用に供されているものに限る。以下この項において「既存工場」という。）における事業と密接な関連を有するもので、事業活動の効率化を図るために必要な建築物又は第 1 種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為であること。</p> <p>(2) 予定建築物の敷地は、既存工場の敷地に隣接又は近接していること。<u>なお、既存工場の敷地に近接しているとは、既存工場の敷地が存する街区と同一又は隣接する街区内に存すること。</u></p> <p>(3) 既存工場は、適法に建築され、適正に利用されていること。</p> <p>(4) 予定建築物の敷地面積は、既存工場の敷地面積以下であること。</p> <p>(5) 既存工場に対して自己の生産物の 50%以上を原料又は部品として納入している場合であって、それらが既存工場における生産物の原料又は部品の 50%以上を占める場合等具体的な事業活動に着目して、生産、組立て、出荷等の各工程に関して不可分一体の関係にあること。この場合、必ずしも経営者は、同一でなくてもよい。</p> <p>(6) 作業工程若しくは輸送等の効率化又は公害防除若しくは環境整備等の質的改善等を図ることを目的とするものであること。</p> <p><u>(7) 周辺の土地利用及び環境と調和がとれており、かつ、将来の土地利用計画を勘案して、著しく妨げとなるおそれがないこと。</u></p> <p>2 前項の開発行為をしようとする者は、第8に定める図書のほか、同項第4号及び第5号の要件を満たすことを証明する書類を許可申請書に添えなければならない。</p>	<p><b>第42 既存工場との関連工場（第7号関係）</b></p> <p>1 法第 34 条第 7 号に規定する開発行為は、次の各号のすべてに該当するものとする。</p> <p>(1) 市街化調整区域内の既存の工場（ただし、現に工業の用に供されているものに限る。以下この項において「既存工場」という。）における事業と密接な関連を有するもので、事業活動の効率化を図るために必要な建築物又は第 1 種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為であること。</p> <p>(2) 予定建築物の敷地は、既存工場の敷地に隣接していること。</p> <p>(3) 既存工場は、適法に建築され、適正に利用されていること。</p> <p>(4) 予定建築物の敷地面積は、<u>2,000 m<sup>2</sup>以下であり、かつ、既存工場の敷地面積の2分の1以下であること。</u></p> <p>(5) 既存工場に対して自己の生産物の 50%以上を原料又は部品として納入している場合であって、それらが既存工場における生産物の原料又は部品の 50%以上を占める場合等具体的な事業活動に着目して、生産、組立て、出荷等の各工程に関して不可分一体の関係にあること。この場合、必ずしも経営者は、同一でなくてもよい。</p> <p>(6) 作業工程若しくは輸送等の効率化又は公害防除若しくは環境整備等の質的改善を図ることを目的とするものであること。</p> <p>(7) <u>既存工場の規模を拡大することを目的とするもの（ただし、既存工場における事業の効率化にあたり、結果的に事業の量的拡大を伴うものは除く。）でないこと。</u></p> <p><u>(8) 周辺の土地利用及び環境と調和がとれており、かつ、将来の土地利用計画を勘案して、著しく妨げとなるおそれがないこと。</u></p> <p>2 前項の開発行為をしようとする者は、第8に定める図書のほか、同項第4号及び第5号の要件を満たすことを証明する書類を許可申請書に添えなければならない。</p>

#### 第 44 沿道施設又は火薬類製造所（第 9 号関係）

1 法第 34 条第 9 号に規定する開発行為は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令第 29 条の 8 第 1 号に規定する道路管理施設（道路の維持、修繕その他の管理を行うために道路管理者が設置するものに限る。）の建築の用に供する目的で行うもの。
- (2) 令第 29 条の 8 第 2 号に規定する火薬類製造所の建築の用に供する目的で行う開発行為で、将来の土地利用を勘案して、著しく妨げとなるおそれがないもの。

2 前項第 2 号の開発行為をしようとする者は、第 8 に定める図書のほか、火薬類取締法により経済産業大臣の許可を得ることが確実であることを証明する書類を許可申請書に添えなければならない。

3 令第 29 条の 8 第 1 号に規定する休憩所又は給油所については、本市では、これらの施設を設ける適切な位置は存しない。

#### 第 45 地区計画又は集落地区計画区域内の開発行為（第 10 号関係）

本市の市街化調整区域内には、「物流施設の立地を目的とした南西部市街化調整区域内における地区計画の運用指針」に対象区域が定められている。

#### 第 44 沿道施設又は火薬類製造所（第 9 号関係）

1 法第 34 条第 9 号に規定する開発行為は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令第 29 条の 7 第 1 号に規定する道路管理施設（道路の維持、修繕その他の管理を行うために道路管理者が設置するものに限る。）の建築の用に供する目的で行うもの。
- (2) 令第 29 条の 7 第 2 号に規定する火薬類製造所の建築の用に供する目的で行う開発行為で、将来の土地利用を勘案して、著しく妨げとなるおそれがないもの。

2 前項第 2 号の開発行為をしようとする者は、第 8 に定める図書のほか、火薬類取締法により経済産業大臣の許可を得ることが確実であることを証明する書類を許可申請書に添えなければならない。

3 令第 29 条の 7 第 1 号に規定する休憩所又は給油所については、本市では、これらの施設を設ける適切な位置は存しない。

#### 第 45 地区計画又は集落地区計画区域内の開発行為（第 10 号関係）

本市の市街化調整区域内には、地区計画又は集落地区計画を定めた区域はない。